

基 本 理 念

DVのないまち・自立できるまち・安心して暮らせるまち ふじえだ

DVは重大な人権侵害であり、決して許されないという認識に立ち、DVに関する周知の更なる促進を図ることで『DVのないまち』を目指すとともに、関係機関の連携によるきめ細やかな支援によりDV被害者が『自立できるまち』として『安心して暮らせるまち』の実現に向けて基本理念とします。

○基本目標1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくり	
DVはどんな理由があっても決して許されないという認識に立ち、DVの予防及び早期発見のために、家庭、学校、地域などへDVの理解や対策への協力が得られるようSNSなどを活用しながら周知、啓発を進め市民がDVを許さない地域づくりに取り組んでいきます。	
□重点施策	□具体的な取り組み
①DV防止・相談窓口の周知・啓発の強化	●リーフレットやカード等の配布 ●情報メディアを活用した広報活動 ●SNSを活用した情報発信 ●DV防止講座の実施 ●広域連携による周知・啓発 ●面前DV防止等の啓発冊子の配布 ●学校におけるコミュニティ・ペアレント・ピア・サポーター事業の実施
②若年層への教育・啓発の実施	●学校等における予防教育の実施 ●学校等におけるデートDV(交際相手などからの暴力)防止講座の実施 ●中高校生に対してデートDV防止の啓発冊子の配布
③関係職員の理解促進	●DV早期発見のための関係職員への啓発 ●関係職員等への研修の実施
④加害者教育プログラムの活用(新)	●加害者教育プログラムの活用(新)

啓 発

○基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	
被害者の抱える多様な背景及び複合的な問題を理解するため女性相談員等の専門性を高め、DVによって孤立しがちな被害者が安心して相談できる体制を強化していきます。	
□重点施策	□具体的な取り組み
①相談体制と機能の充実	●相談体制の充実 ●無料法律相談の活用と人権相談会の紹介 ●男性相談への対応 ●デートDVへの相談対応 ●面前DVを受けた子どもへの対応 ●メール相談への対応
②相談員の資質向上	●相談員の研修機会の充実 ●ケース検討や情報交換の実施
③多様な被害者への対応	●外国人への対応の充実 ●障害のある人・高齢者への対応の充実 ●性の多様性への理解促進(新)

相 談

○基本目標3 DV被害者とその子どもの安全を守る環境づくり	
DV被害者と同伴者の心身の安全確保を最優先し、その後の加害者からの追跡等への対応として、関係機関による情報共有と情報の保護・管理を徹底し、被害者とその子どもの安心した生活を守るための体制を強化していきます。	
□重点施策	□具体的な取り組み
①緊急時における安全の確保と一時保護	●警察等との連携強化 ●一時保護の実施の強化 ●安全の確保と支援 ●保護命令等に関する支援 ●保護時における子どもへの配慮
②被害者とその子どもに関する情報の保護	●住民基本台帳事務における支援措置の活用 ●関係部署による情報管理の徹底 ●加害者対応マニュアルの活用 ●関係職員等への研修の実施(再掲)

安 全

○基本目標4 DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の体制づくり	
DV被害者が新たな生活を始めるために、心身に受けたダメージからの回復と併せて子どもが同伴されている場合は、子どもの心理的安定が重要となることから、心のケアなど心身の回復と生活基盤を整えるために関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。	
□重点施策	□具体的な取り組み
①生活再建に向けた支援	●生活保護等の適切かつ有効な活用 ●母子・父子家庭等の生活支援策の活用 ●関係機関と連携した就労支援の強化 ●市営住宅への入居相談 ●母子生活支援施設等の活用 ●心のケア・サポートの実施 ●法テラス(日本司法支援センター)等の活用 ●住居確保の支援
②子どもへの支援	●面前DVを受けた子どもの心のケア ●子育て制度の情報提供・支援 ●子どもの養育の支援 ●就学児・就園児への支援

自 立

目標数値等の設定

計画の達成度や進捗状況进行评估し、効果的に計画を推進するため目標数値及びモニタリング指標を設定。

≪目標数値≫

配偶者などからの暴力(DV)の認知度 現状:85.1% ⇒ 100%
DVを直接経験したことがあると回答した市民の割合
現状4.8% ⇒ 4.8%未満

○基本目標5 支援の充実に向けた連携体制の強化

DV防止や被害者の保護及び自立等の支援には、課題解決に関わる市役所関係部署間の連携強化のみならず、静岡県女性相談センターや警察、静岡県中央児童相談所等の関係機関が共通した認識を持ち密接に連携して取り組んでいきます。

□重点施策	□具体的な取り組み
①関係機関の連携	●藤枝市子ども・若者総合サポート会議(児童虐待・DV部会)の開催 ●関係部署とのケース会議の随時開催 ●DV相談対応マニュアルの活用 ●被害者への同行支援の実施 ●人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携 ●転居後の生活を支える環境の整備
②庁内の連携体制の強化	●関係職員等への研修等の実施(再掲) ●犯罪被害者支援に係る連携

連 携

計画の推進体制の見直し

本計画に基づき、具体的な取り組みについては、関係機関で構成される「児童虐待・DV部会」において、計画の推進状況及び効果について協議を行い、その代表者で構成される「藤枝市子ども・若者総合サポート会議」にて報告し、当該会議において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。